

益田市教育委員会
障がい者活躍推進計画

【第3期】

令和7年4月

目 次

I 基本事項について	1
(1) 計画策定の趣旨	
(2) 計画の期間	
(3) 周知・公表	
II 障がい者雇用等の状況と目指す目標	2
1 障がい者雇用に関する課題	
2 教育委員会が目指す目標	
(1) 採用に関する目標	
(2) 定着に関する目標	
III 障がい者の活躍を推進する取組	3
1 障がい者の活躍を推進する体制の整備	
2 障がい者の活躍を推進するための職場環境の整備	
3 障がい者の活躍を推進するための職員の採用・育成等	
4 その他	

- 「害」の表記については、法令等の名称及び法令等で定められている用語などで漢字表記が使用されている場合、又は機関、団体等の固有名詞が漢字表記となっている場合を除き、原則として平仮名で記載しています。
 - 特に注記の無い限り、「職員」とは、益田市教育委員会が任命権者となっているすべての職種の職員を示します。

I 基本事項について

(1) 計画策定の趣旨

障がい者が活躍しやすい職場づくりや人事管理を進める等、雇用の質を確保するための取組を確実に推進するため、令和元年に改正された障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 3 月に「益田市教育委員会 障がい者活躍推進計画」を策定し、障がい者雇用の推進や施設改修等の職場環境の整備に取り組んできました。

この度、第 2 期の計画期間が終了することに伴い、第 3 期となる計画を策定いたします。第 2 期の計画期間における実績や生じた課題を踏まえて、障がいのある職員の定着・活躍に向けた取組を一層推進することで、障がいのある職員を含めた職員一人ひとりが有効に能力を発揮できる職場づくりを行い、障がいの種別を問わず安心して安定的に働くことができる環境の整備などを図っていきます。

(2) 計画の期間

令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間を計画期間とします。なお、計画期間においても随時に取り組状況等の把握及び検証を行い、必要が生じた場合は適宜計画を見直します。

(3) 計画の周知・公表

改定した本計画は、全ての職員に対して周知を行うとともに、市のホームページに掲載するなどの適切な方法で公表いたします。

Ⅱ 障がい者雇用における課題と目指す目標

1 教育委員会における障がい者雇用に関する課題

本市教育委員会においては、令和6年6月1日時点における法定雇用率を満たしている状況となっているが、市長部局との人事異動によっては法定雇用率が増減するため、教育委員会としても、障がい者の積極的な採用を実施する必要がある。異動によって入ってくる障がいを持つ職員及び雇用した障がい者の活躍を推進するための更なる体制整備に取り組み、実雇用率の確実な定着を図る必要がある。

2 教育委員会が目指す目標

(1) 採用に関する目標

毎年6月1日時点の実雇用率が法定雇用率を超えること。

【参 考】 令和6年6月1日時点 2. 92%

法定雇用率 令和6年4月以降 2. 8%

令和8年7月以降 3. 0%

(評価方法) 毎年任免状況通報により把握・進捗管理

(2) 定着に関する目標

任用された者において、任期の途中における離職とならないように支援する。

(備 考) 会計年度任用職員等の非常勤職員で、任用期間が1年未満の場合は、当該任用の満了日を採用1年後とみなして定着率を算定する。

(評価方法) 毎年任免状況通報時に前年度との比較を行い、定着状況を把握。

Ⅲ 障がい者の活躍を推進する取組

1 障がい者の活躍を推進する体制の整備

- (ア) 障がい者雇用の推進体制として、計画実施における責任体制の明確化を図るため、引き続き障害者雇用推進者（教育総務課長）を設置するとともに、教育総務課を障がい者雇用及び障がい者の活躍推進に関する相談窓口と定める。
- (イ) 就労や健康管理に関する多様な相談が行えるよう外部関係機関（島根労働局、障がい者支援機関等）との連携を深めるとともに、それぞれに設置された相談窓口の周知に努め、不本意な離職に繋がらないよう積極的な利活用等を支援する。
- (ウ) 障がいのある職員を適切にサポートするため、障害者職業生活相談員を選任し、障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させるよう努める。
- (エ) 職員に対して、島根労働局等が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」等への受講案内を行い、参加を募る。

2 障がい者の活躍を推進するための職場環境の整備

- (ア) 庁舎管理部署との連携のもと、職員一人ひとりの特性に配慮した執務室や作業場所の確保・整備を進める。
- (イ) 重要事項の伝達にあっては積極的にメモを活用するなど、障がいの特性に応じた事務の流れ・手法を取り入れる。
- (ウ) 障がいがある職員から要望があれば、作業マニュアルのカスタマイズ化、事務チェックリストの作成や作業手順の簡素化等の見直しを進め、事務負担の軽減を図る。
- (エ) なお、これらの措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

3 障がい者の活躍を推進するための職員の採用・育成等

- (ア) 職員の採用にあたっては、市長部局と密接に連携し、教育委員会としての障がい者法定雇用率を堅持することはもとより、一層の雇用拡大に向けた取組を進める。
- (イ) 職員のキャリア形成に資するよう各職務で求められる技能等を踏まえた職務選定を行うとともに、実務研修や向上研修など教育訓練の機会の確保を図る。
- (ウ) 年次有給休暇等の取得を促進し、多様で柔軟な働き方を支援する。
- (エ) 人事異動等による配置先の変更やその際の担任する事務の選定にあたっては、本人の特性や意向を踏まえるなど十分な配慮を行う。
- (オ) 人事評価の際の定期的な面談や日常の声掛け等を通じ、執務の状況や体調の把握に努める。
- (カ) 中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がい者となった者をいう。）についても、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。

4 その他

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じ、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。

令和 7 年 4 月 策定

益田市教育委員会障がい者活躍推進計画
(第 3 期)

益田市教育委員会 教育総務課

〒698-8650 益田市常盤町 1 番 1 号

Tel 0856 - 31 - 0441 Fax 0856 - 24 - 1380

<http://www.city.masuda.lg.jp/>
